人事行政の運営等の状況を公表します

市民の皆さんに市職員の勤務実態等を広く知っていただき、市人事行政の運営における公平性と透明性を高めるため、「須坂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、市職員（会計年度任用職員を除く）の任用・給与・福利厚生等の状況を公表します。

1　職員の任免と職員数に関する状況

(1)　職員採用試験(2025年度実施分)

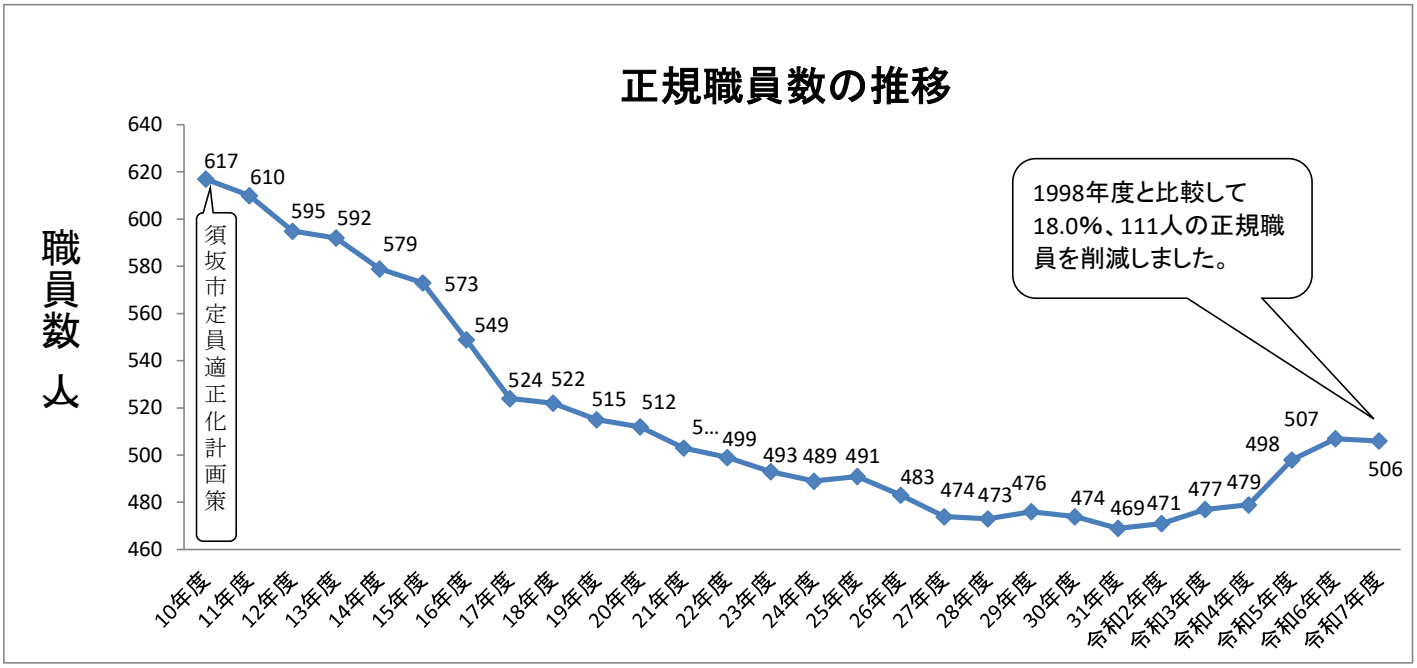
職　種	申込者数	受験者数	採用者数
大卒程度 行政	25	15	1
大卒程度 行政(情報処理)	0	0	0
大卒程度 行政(社会福祉士)	1	1	0
大卒程度 土木	2	2	1
大卒程度 建築	2	2	1
大卒程度 保健師	6	6	1
子ども家庭支援員	2	2	1
短大卒程度 保育士	10	9	3
短大卒程度 消防(救急救命士)	5	3	3
高卒程度 一般事務	14	12	1
高卒程度 一般事務(障がい者)	3	2	0
高卒程度 消防	9	7	3
合　計	79	61	15

(2)　職員の採用および退職(2025年4月2日～2026年4月1日)

採用者数	退職者数	増減
15	15	0

(3)　部門別職員数（各年4月1日現在）

部門		職員数								対1998年増減数
		1998年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	
一般行政部門	議　会	5	5	5	5	5	5	5	5	0
	総　務	72	65	66	66	67	75	73	68	△ 4
	税　務	26	24	22	20	20	20	23	24	△ 2
	民　生	137	99	100	101	102	110	117	119	△ 18
	衛　生	41	41	41	46	44	41	40	41	0
	労　働	5	0	1	1	1	1	1	1	△ 4
	農林水産	22	13	13	13	13	13	12	13	△ 9
	商　工	20	13	11	12	12	13	14	11	△ 9
	土　木	50	40	41	37	36	35	34	34	△ 16
	小　計	378	300	300	301	300	313	319	316	△ 62
特別行政部門	教　育	84	34	34	37	37	38	38	40	△ 44
	消　防	90	88	90	89	91	94	97	100	10
	小　計	174	122	124	126	128	132	135	140	△ 34
公営企業等会計部門	水　道	33	17	18	16	16	16	16	16	△ 17
	下水道	18	4	5	5	5	5	5	5	△ 13
	その他	14	28	27	29	30	32	32	29	15
	小　計	65	49	50	50	51	53	53	50	△ 15
合計		617	471	474	477	479	498	507	506	△ 111



2　職員の人事評価の状況

人事評価制度は、職員一人ひとりの能力や実績を、職員がその担当する業務において、目標管理の手法を用い、「遂行する課程で発揮した能力」や「その達成状況及び取組内容」を適正に評価することを目的に2007年度から試行実施してきました。

地方公務員法の一部改正に伴い、第６条第１項において、「任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員が遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価」と定義されており、職員の勤務成績を「能力」と「業績」の両面から評価することを法律上義務付けられました。（2016年4月1日施行）

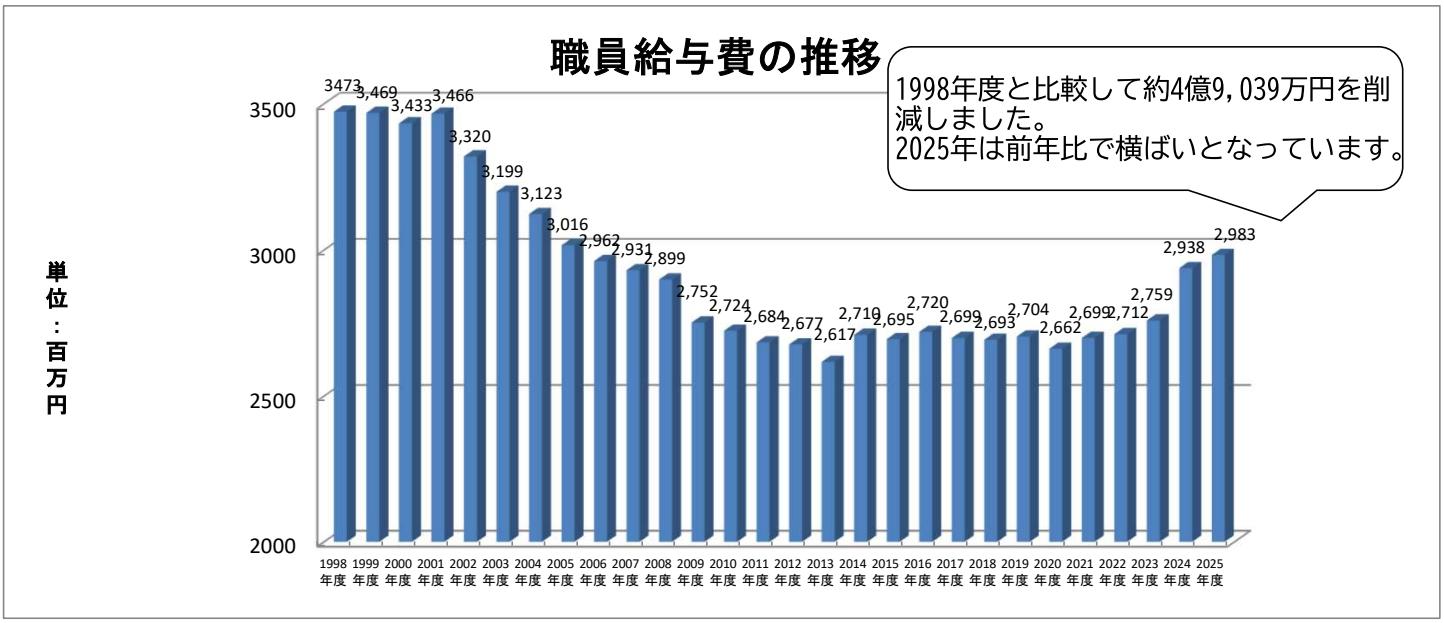
※2022年度から、正規職員を対象に業績・能力評価の結果を勤勉手当、定期昇給へ反映しています。

3　職員の給与の状況

(1)　職員給与費の状況　　(2025年度一般会計決算)

職員数 A	給　与　費				１人当たり給与費 B/A
	給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
486	18億5,296万円	3億5,177万円	7億7,824万円	29億8,297万円	614万円

※職員手当には退職手当を含みません。



(2)　一般行政職員の平均給与月額及び平均年齢（2025年４月１日現在）

区　分	平均給与	平均年齢
須坂市	386,217円	42.5歳
長野県	420,139円	42.3歳

※給与月額は、給料月額に扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を加えた額です。

(3)　一般行政職の経験年数別・学歴別平均給料月額(2025年4月1日現在)　　(100円未満切り捨て)

区　分		経験年数7年以上10年未満	経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満
須坂市	大学卒	273,900 円	298,700 円	335,100 円
	高校卒	247,800 円	268,200 円	308,800 円

(4)　一般行政職員の初任給(2025年度)

区　分	初　任　給	
	須坂市	長野県
大学卒	220,000円	230,500円
高校卒	188,000円	198,700円

(5)　ラスパイレス指数（各年4月1日現在）

須坂市		全国市平均	
2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
99.4	99.0	98.6	98.7

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給料を100とした場合の地方公務員の給料水準を表す指標です。

(6)　職員手当の状況

<table>
<tr><td>区　　分</td><td colspan="4">内　　容</td></tr>
<tr><td rowspan="7">期末・勤勉手当
（下段は特定幹部職員）</td><td rowspan="2">区分</td><td colspan="3">支給割合(2025年度)</td></tr>
<tr><td>期末手当</td><td>勤勉手当</td><td>計</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6月</td><td>1.250月分</td><td>1.05月分</td><td>2.30月分</td></tr>
<tr><td>1.025月分</td><td>1.225月分</td><td>2.25月分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">12月</td><td>1.250月分</td><td>1.05月分</td><td>2.30月分</td></tr>
<tr><td>1.075月分</td><td>1.275月分</td><td>2.35月分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">計</td><td>2.50月分</td><td>2.10月分</td><td>4.60月分</td></tr>
<tr><td>2.10月分</td><td>2.50月分</td><td>4.60月分</td></tr>
<tr><td colspan="4">※職務の級による加算措置有り</td></tr>
<tr><td rowspan="5">扶養手当</td><td colspan="4">・扶養親族のある職員に対し支給。</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分</td><td colspan="2">手当の額</td></tr>
<tr><td colspan="2">配偶者</td><td colspan="2">3,000円</td></tr>
<tr><td colspan="2">子</td><td colspan="2">11,500円</td></tr>
<tr><td colspan="2">扶養親族としての子のうち、16歳になる年度初めから22歳になる年度末までの子</td><td colspan="2">当該子の扶養手当の月額に5,000円加算</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他
（父母、祖父母(満60歳以上のもの等)）</td><td colspan="2">6,500円</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>住居手当</td><td>・自ら居住するため住宅を借受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又はその居住に係る住宅に居住している職員で世帯主であるものに対し支給。
<table><tr><td>区分</td><td>手当の額</td></tr><tr><td rowspan="2">借家等</td><td>家賃23,000円以下
家賃から12,000円控除後の額</td></tr><tr><td>家賃23,000円以上
家賃から23,000円控除した額×1/2＋11,000円
（支給限度額27,000円）</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>通勤手当</td><td>・通勤距離が片道２ｋｍ以上で交通機関を利用又は交通用具を使用して通勤している職員に対し支給。
<table><tr><td>区分</td><td>手当の額</td></tr><tr><td>交通機関利用者</td><td>６カ月定期券等の価額により一括支給</td></tr><tr><td>自動車等利用者</td><td>距離に応じて2,200円～31,600円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>時間外勤務手当
（休日・夜間勤務手当）</td><td>・１時間当たりの給与に下記の割合を乗じた額
・平日の午前５時から午前８時30分まで　125％
・平日の午後５時15分から午後10時まで　125％
・平日の午後10時から翌日午前５時まで　150％
・休日の午前５時から午後10時まで　135％
・休日の午後10時から翌日午前５時まで　160％
・午後10時から翌日午前５時までの間に正規の勤務時間が割り振られている場合　25％
<table><tr><td colspan="2">2025年度実績（企業会計除く）</td></tr><tr><td>区　　分</td><td>支給額</td></tr><tr><td>支給総額</td><td>1億4,256万3千円</td></tr><tr><td>支給職員１人当たり平均支給年額</td><td>32万5千円</td></tr></table>※選挙投・開票事務にかかる職員時間外勤務手当、夜間勤務手当等も含まれます。</td></tr>
<tr><td>管理職手当</td><td>・管理監督の地位にある職員のうち、その職務の特殊性に基づき、市長が指定する職にある職員に対し、次に掲げる額を支給。
<table><tr><td>職</td><td>支給額</td></tr><tr><td>部長等</td><td>66,200円</td></tr><tr><td>課長等</td><td>54,300～52,300円</td></tr><tr><td>現地機関の長等</td><td>41,400～38,100円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>寒冷地手当</td><td>・11月から翌年３月までの期間、職員の世帯等の区分に応じ支給。
<table><tr><td rowspan="2">世帯主等の区分</td><td colspan="2">世帯主である職員</td><td rowspan="2">その他の職員</td></tr><tr><td>扶養親族のある職員</td><td>その他の世帯主である職員</td></tr><tr><td>月額</td><td>19,800円</td><td>11,400円</td><td>8,200円</td></tr></table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>特殊勤務手当</td><td>・著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務に従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給。

代表的な手当
<table><tr><th>名称</th><th>対象</th><th>支給額</th></tr><tr><td>税務手当</td><td>滞納整理従事職員</td><td>１日　300円</td></tr><tr><td>感染症防疫手当</td><td>感染症防疫従事職員</td><td>１日　400円</td></tr><tr><td rowspan="3">消防業務手当</td><td>水火災出動従事職員</td><td>300～350円</td></tr><tr><td>救急業務出動従事職員</td><td>300～1,000円</td></tr><tr><td>当直勤務従事職員</td><td>１回　600円</td></tr><tr><td>用地交渉手当</td><td>用地交渉従事職員</td><td>１日　300円</td></tr><tr><td>死亡獣等収集作業手当</td><td>死亡獣等収集作業従事職員</td><td>１回　500円</td></tr></table>
<table><tr><td colspan="2">2025年度実績(企業会計除く)</td></tr><tr><td>職員全体に占める手当支給職員の割合</td><td>18.6%</td></tr><tr><td>支給職員１人当たり平均支給年額</td><td>49,866円</td></tr><tr><td>手当の種類(手当数)</td><td>10種</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>退職手当</td><td>・職員が退職した場合、退職時の給料月額に支給率を乗じた額を支給。
<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">支給率(2025年度)</th></tr><tr><th>自己都合</th><th>定年等</th></tr><tr><td>勤続20年</td><td>19.6695月分</td><td>24.586875月分</td></tr><tr><td>勤続25年</td><td>28.0395月分</td><td>33.27075月分</td></tr><tr><td>勤続35年</td><td>39.7575月分</td><td>47.709月分</td></tr><tr><td>最高限度額</td><td>47.709月分</td><td>47.709月分</td></tr></table></td></tr>
</table>

(9)　特別職の報酬等（2025年度）

区　分	給料月額	期末手当	退職手当	区　分	報酬月額	期末手当
市　長	430,950円	月額×1.4×3.45月分	月額×0.405×48月	議　長	460,700円	月額×1.4×3.45月分
副市長	356,700円		月額×0.283×48月	副議長	391,000円	
教育長	619,400円		月額×0.203×48月	議　員	358,700円	

※市長・副市長の給料については、2025年10月より従来の給料月額の50%を減額しています。

4　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)　標準的な勤務時間(2025年度)

一週間の勤務時間	勤務時間	休憩時間
38時間45分	8:30～17:15	正午～13:00

※消防署、学校、図書館、保育所等の勤務職員は一般の職員と勤務時間が異なります。

(2)　年次休暇の取得(2025.1.1～2025.12.31)

概　要	平均取得日数
１年につき20日付与 ※翌年に繰越可能20日	11.4日

※年間を通して在職した正規職員の平均取得日数

(3)　療養休暇

90日(結核性疾患の場合は180日以内、公務災害の場合は３年を超えない範囲内で最小限度の必要と認める期間)

(4)　その他の休暇等

①　特別休暇(主なもの・有給)

事　　由	期　　間
選挙権その他公民の権利としての権利行使	その都度必要と認められる期間
証人等としての裁判所等の出頭	
骨髄移植のため、骨髄液を提供する場合に伴う検査、入院	
結婚休暇	連続する７日以内
産前休暇	８週間、多胎妊娠の場合は14週間
産後休暇	出産の日から８週間以内
忌引休暇	配偶者10日、父母７日、子５日 祖父母・兄弟姉妹３日 孫・伯叔父母１日
夏季休暇(６月１日～９月30日)	５日以内
配偶者出産休暇	２日以内
ボランティア休暇	５日以内
子、配偶者、父母又は配偶者の父母の看護休暇	

②　介護休暇(無給)

事　　由	期　　間
配偶者、父母、配偶者の父母、同居している祖父母、孫及び兄弟姉妹等を長期にわたり介護する場合	連続する14日以上で６カ月以内

③　組合休暇(無給)

事　　由	期　　間
職員団体の活動への従事	30日以内

④　育児休業(無給)

事　　由	期　　間
満３歳未満の子を養育する場合	養育する子が満３歳に達する日まで

５　職員の分限および懲戒処分の状況（2025年度）

区分	処分件数	説　明
分限処分	5人(免職0、降任0、降給0、休職5)	職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる処分で、公務能率の維持を目的とします。
懲戒処分	2人(免職0、停職0、減給1、戒告1)	職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うための処分で、公務における規律と秩序を維持することを目的とします。

６　職員の退職管理の状況

地方公務員法の一部改正に伴い、元職員による離職前５年間に在職していた職員に対する契約事務等についての働きかけが規制されるようになりました。また、営利企業等に再就職した元職員に対して、離職後２年間、再就職に関する情報の届出が義務付けとなりました。（2016年4月1日施行）

7　職員の研修の状況

(1)　職員研修（2025年度）

区分	研修内容	受講者数
職層別研修	一般・中堅職員研修、管理職員研修など	199人
専門研修	市町村職員研修センター専門研修など	66人
特別研修	長野広域連携関係市町村共同研修、人事評価目標設定研修など	945人
自己啓発	職員自主学習促進助成	16人

※受講者数は述べ人数で、会計年度任用職員も含みます。

8　職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)　健康診断等の実施状況

定期健康診断、夜勤者定期健康診断、消化器検診、人間ドック、婦人科検診、職員健康相談
メンタルヘルス研修会、ストレスチェックの実施など

(2)　職員互助会の設置及び活動状況

地方公務員法第42条に基づく職員の保健、その他厚生に関する事項を実施するため、須坂市職員互助会を設置し、職員厚生事業、文化活動事業、体育事業等を行っています。
職員互助会は職員からの会費と、市等からの負担金により運営されています。

(3)　公務災害の概要・認定状況

公務上、通勤途上の災害により、負傷または死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。

・2025年度公務災害等認定件数…10件

(4)　不利益処分に関する不服申立ての状況など

・勤務条件に関する措置の要求の状況　　0 件
・不利益処分に関する不服申立ての状況　　1 件